

財団法人北海道体育協会 企画運営委員会規程

第1条 この規程は、財団法人北海道体育協会（以下「本会」という。）定款第43条の規定に基づいて設置された企画運営委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2条 この委員会は、本会の業務に関し総合調整を図るため、次の事項について審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

- (1) 本道のスポーツ振興及び本会の運営に関し企画し、及び調整を図ること。
- (2) 定款その他諸規程の改廃等に関する事。
- (3) 加盟団体の組織強化に関する事。
- (4) 体育施設の管理・運営に関する事。
- (5) 必要な資金の調達に関する事。
- (6) 基本財産及び運用財産の運用に関する事。
- (7) 事業、予算及び決算に関する事。
- (8) スポーツ功労者の表彰に関する事。
- (9) 道体協ニュースの発行に関する事。
- (10) その他、他の委員会に属さない事。

第3条 この委員会の委員は、会長が指名する理事及び学識経験者若干名の者を、理事会に諮って委嘱する。

第4条 この委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名

第5条 委員長は、会長が理事会に諮って委嘱する。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、会長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

第7条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第9条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

第10条 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に委任することができる。

第11条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第12条 この規程の変更は、委員会の議を経、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

1 この規程は、平成19年6月22日から施行する。

- 2 総務委員会規程及び財務委員会規程は、平成19年6月21日をもって廃止する。
- 3 競技力向上委員会規程第2条中、「理事会の承認を経て、これを処理する。」を「理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。」に改める。
- 4 普及・生涯スポーツ委員会規程第2条中、「理事会の承認を経て、これを処理する。」を「理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。」に改める。

附 則

この規程は、平成21年6月30日から施行する。